

## 成績評価基準等に関する規程

制定 平成 31 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、岐阜市立女子短期大学学則第 28 条第 2 項の規定に基づき、学生に明示する学修の成果に係る成績評価基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(各科目の成績評価方法)

第 2 条 成績評価の項目及びその割合については、担当教員が授業計画（シラバス）に科目ごとに明示するものとする。

(GPA 制度)

第 3 条 GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度は、成績評価を客観的な指標に置き換え、学生の学修意欲を高めるとともに、客観的な成績評価を教員の修学指導に活用することを目的とする。また、GPA は授業料減免、交換留学候補者、進学及び就職の学校推薦等の審査に利用する。

(成績の評価基準等)

第 4 条 科目の成績の評価基準及び GP（グレード・ポイント）は、次のとおりとする。

得点	2020 年度以降入学		2019 年度入学まで	
	成績評価	GP	成績評価	GP
100 点～90 点	A+	4.0	優	3.0
89 点～80 点	A	3.0		
79 点～70 点	B	2.0	良	2.0
69 点～60 点	C	1.0	可	1.0
59 点以下	F	0	不可	0

2 英文の成績証明書等にあつては、優、良、可、不可を、A、B、C、F と読み替えるものとする。

3 科目の成績は C 以上または可以上を合格とする。

(GPA の算出方法)

第 5 条 GPA は、履修した科目の単位数に、科目の成績評価ごとに設定された GP を乗じ、その総和を不合格を含め履修した科目の単位数で除して算出する。その値に小数点以下第 2 未満の端数があるときは、四捨五入した値とする。

(GPA の計算期日)

第 6 条 GPA の計算期日は原則として、前期においては 9 月 12 日、後期においては 3 月 6 日とする。

(履修の追加及び取り消し)

第 7 条 履修登録した科目であっても、履修登録訂正期間中は履修を追加及び取り消すことができるものとする。

(GPA の算出の除外科目)

第 8 条 GPA の計算期日までに成績が確定していない科目については、計算上は履修していないものとして取り扱う。

2 次の各号に掲げる科目は、GPA の算定に含めない。

- (1) ネットワーク大学コンソーシアム岐阜の単位互換科目
- (2) 指定された期間内に履修を中止した科目
- (3) 再入学における単位認定科目
- (4) 転科における単位認定科目
- (5) 本学入学前に修得した単位認定科目
- (6) 他の大学等で修得した単位認定科目
- (7) 卒業要件外の科目
- (8) 学科が指定した科目

(不正行為により不認定とされた単位の取り扱い)

第 9 条 不正行為により不認定とされた成績は不合格として取り扱い、GPA の算定に含める。

(再履修科目の取り扱い)

第 10 条 不合格と評価され、後に再履修等によって合格となった場合は、不合格の成績評価と新たな成績評価を併記し計算する。

(成績順位)

第 11 条 GPA の値を基として学科及び学年ごとに成績順位を付すものとする。

- 2 1 年後期開始時に 15 単位以上、2 年前期開始時に 30 単位以上、2 年後期開始時に 45 単位以上修得していない学生は、成績順位を付さないものとする。
- 3 2019 年度以前に入学した学生が、留学等により 2020 年度以降に入学した学生と同一学年になった場合は、成績順位を付さないものとする。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。